

令和8年度

RAC2616 上志津調整池整備工事

特記仕様書

佐倉市上下水道部下水道課

第1章 総 則

第1条 適 用

- 1 この特記仕様書は、本工事に関し、受注者が守らなければならない事項を、特に定めたものである。
- 2 この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（最新版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
- 3 この工事の施工に当たっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
ただし、工事完成図書納品の電子納品項目については、適用しないものとする。

第2条 優先順位

- 1 本工事における仕様書の優先順位は特記仕様書を優先し、次いで共通仕様書とする。
- 2 本特記仕様書、共通仕様書等及び契約図書に疑義がある場合、若しくは重複等がある場合は監督職員の指示を優先とする。

第3条 施工管理

- 1 本工事の施工管理は、千葉県県土整備部が定める千葉県土木工事施工管理基準及び規格値によるものとする。
- 2 工事写真管理は、千葉県土木工事施工管理基準に記載する写真管理基準による。

第4条 現場代理人及び主任技術者等

- 1 受注者は、契約締結後、すみやかに現場代理人、並びに主任技術者を定め届出をすること。
- 2 受注者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させること。
- 3 受注者は、適正な作業の進歩を図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置すること。

第5条 段階確認

受注者は、施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、工種、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。

第6条 工事中の安全確保

- 1 工事の施工に当たっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
- 2 工事期間中に配置する交通誘導員は、交替要員を含んだ1箇所2人とし、必要日数を乗じて算出するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。
- 3 工事用進入路及び工事区域に当たり、一般車また他の工事用車両の通行の妨げ、かつ、安全に注意すること。
- 4 工事の施工に際し、地下埋設物件の管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければ

ばならない。

- 5 万一、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
- 6 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。
- 7 工事工区内外の安全管理については、作業中はもちろん作業休止日においても、第三者(周辺住民等)による立ち入り事故が起こることがないように、十分現場を把握し管理すること。なお、事故等が発生した場合には監督職員に報告し、受注者の責任において処理すること。
- 8 工事実施期間中は、誘導員を配置させ、安全確保に努めなければならない。
- 9 受注者は、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等に配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

第7条 工事現場管理

受注者は、工事の施工に当たっては、次の事項を遵守するものとする。

- 1 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2 さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- 4 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行う又はさし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 5 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。また、第三者に被害のないように受注者の責任において十分安全管理をすること。
- 6 天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。また、天災の情報等が発令された場合は、ただちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。
- 7 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第8条 工事用資機材等の保管

本工事に用いる工事用資機材については、その保管場所を定め監督職員に報告するとともに、適正な管理をしなければならない。

第9条 建設機械の使用

本工事の施工にあたり使用する建設機械は、国土交通省の「建設機械に関する技術指針」に定める建設機械を使用するものとする。

第10条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書において、下記の項目を含む安全管理計画を作成しなければならない。また、その内容について作業員への周知徹底を図らなければならない。

- (1) 現場特性の事前把握
- (2) 工事等の中止基準・再開基準の設定
- (3) 迅速に退避するための対応

(4) 日々の安全管理の徹底

第11条 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況を報告するものとする。

第12条 環境対策

- 1 本工事で使用する建設機械は、低騒音、低振動建設機械に認定された機種によるものとし、関係機関に届出するとともに届出書の写しを提出するものとする。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 舗装版掘削作業においては、騒音防止を施した機械を用いるものとする。なお、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、取壊し材の二次破碎作業を現場内で行ってはならない。

第13条 週休2日工事

- 1 本工事は、週休2日工事である。
- 2 受注者は、現場閉所による週休2日工事として取り組むこと。なお、予定価格には4週8休（対象期間中の現場閉所率が28.5%以上の場合をいう。）達成相当の経費を補正している。
- 3 その他週休2日工事の施工に当たっては、「佐倉市週休2日工事实施要領」の規定に基づき行うこと。

第14条 工期

休日には日曜日・祝日、年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

第15条 工事支障物件

占用物件等の費用負担

本工事に関連する占用物件の撤去、移設、防護及び復旧工事については、各占用物の管理者（企業）が処理するものとする。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第2章 材 料

第16条 海外建設資材

J I S規格が定まっている建設資材のうち、海外においてJ I S認定工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、一般財団法人土木研究センターまたは一般財団法人建材試験センターが発行する海外建設資材品質審査証明書を提出するものとする。

ただし、J I S認定製品として生産・納入されていない建設資材については、必ずしも海外建設資材品質審査証明書を必要としないものとする。

第17条 材料の確認

- 1 使用する下水道用鉄蓋は、佐倉市上下水道事業管理者により承認を受けた製造業者の鉄蓋とする。
- 2 材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

第18条 J I S製品記号

設計図書中のJ I S製品記号は、J I Sの国際単位系（S I）移行（以下、「新J I S」という。）に伴い、すべて新J I Sの製品記号としているが、旧J I Sに対応した材料を使用する場合は、旧J I S製品記号に読みかえて使用出来るものとする。

第19条 砂利、碎石、砂等

- 1 構造物の基礎には、再生碎石（R C 0－4 0）を使用するものとする。
- 2 路盤には再生碎石（R C 0～4 0修正C B R 8 0以上）を使用する。

第20条 コンクリート・モルタル

- 1 コンクリートの種類は、レディーミクストコンクリートによるものとする。
- 2 モルタルに使用するセメントの種類は、高炉セメントとする。

第21条 コンクリート二次製品

組立マンホールに使用するコンクリート積ブロックは、連結ボルトなどの耐震を考慮した製品とする。

第3章 一般施工

第22条 矩形マンホール

- 1 鉄蓋の高さ調整に用いるモルタルは、無収縮超早強モルタルとする。
- 2 受注者は、マンホールのコンクリート塊については、十分な接合を行い、漏水、ズレ等のないように施工しなければならない。また、接合時には高さ調整のための敷板等を入れたまま接合してはならない。
- 3 受注者は、インバートの築造に当たっては、主体部の施工後、モルタルで流心方向にそって底部半円形の溝形に入念に仕上げなければならない。
- 4 矩形マンホール基礎部については、施工前に平板載荷試験を行い、設計許容地盤反力度以上であることを確認すること。なお、平板載荷試験の実施箇所については、監督職員の承認を受けること。

第23条 マンホール用可とう継手

- 1 継ぎ手の使用は、雨水マンホールと本管の接合部とする。
- 2 使用する継ぎ手の品質及び形状は、日本下水道事業団又はこれと同等以上の公的機関において審査証明を受けたものとする。
- 3 使用する継ぎ手は屈曲性・伸縮性・離脱防止性に優れ、かつ接合部は地下水等の浸入しない構造で、可とう性を有するものとする。
- 4 継ぎ手とマンホールの間及び管と継ぎ手の間は、外水圧0.1 Mpa に対して水密性を有するものとする。
- 5 継ぎ手を組立マンホールに使用する場合は、継ぎ手の接合に必要な削孔径が使用する継ぎ手により各々形状が異なるため、あらかじめ納入業者に削孔径を確認すること。
- 6 継ぎ手接合部の削孔は、継ぎ手の水密性が確保されるよう削孔機を使用し、正確に施工しなければならない。

第24条 構造物の撤去

- 1 コンクリート塊及びスクラップの搬出については、建設廃棄物処理に関する各種法令等に準拠し実施するものとする。
- 2 搬出に先立ち、受け入れ条件について処理場に確認しなければならない。
- 3 受け入れ場所等の位置図及び許可書等の写しを、監督職員に提出すること。
- 4 工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、前項により難しい場合には、監督職員と協議するものとする。

第25条 埋戻材

埋戻工に使用する土砂については、掘削時の発生土を土質改良プラントへ搬入処理し、その改良土を使用するものとする。なお、不足分についても改良土を購入し使用すること。土質改良方法については石灰系改良とするが、これにより難しい場合は監督職員と協議することとする。(改良土の品質はC B R 6 %以上、最大粒径20mm以下とする。)

第26条 大型ブロック積擁壁工

- 1 大型ブロック積擁壁については、パネル組み立て式とする。なお、使用する材料については、監督職員の承認を受けること。
- 2 大型ブロック基礎部については、施工前に平板載荷試験を行い、設計許容地盤反

力度以上であることを確認すること。なお、平板載荷試験の実施箇所については、監督職員の承認を受けること。

- 3 大型ブロック積の施工にあたっては、沈下、壁面の変形等のコンクリート積擁壁の安定に影響が生じないように施工し、設計壁面勾配を確保すること。

第27条 地盤改良工

- 1 現場条件等により工法を変更する場合は監督職員と協議するものとする。
- 2 工事に先立ち、必要に応じて地盤調査を行い、調査結果に基づき監督職員と協議の上、本工事の改良深度及び改良範囲を変更できるものとする。
- 3 設計図書に示された固化材の添加量は想定 of 添加量であり、地盤改良着手前には対象土にて配合試験を行い、試験結果によって変更するものとする。
- 4 施工に使用するセメント系固化材については、配合試験により、設計基準強度が得られるよう品種及び配合量の検討を行い、使用機械・施工方法・施工手順・施工管理方法を記載した施工計画書を提出し、監督職員の承諾を得ること。
なお、配合試験等に要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 地盤改良工実施後に確認試験としてチェックボーリングを実施すること。コア採取を行い、目視観察による出来形の確認および、採取コアを用いた強度試験を行うものとする。なお、確認試験等に要する費用は、受注者の負担とする。
- 6 本工種は、「六価クロム溶出試験」の対象工種であり、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」に基づき、試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。なお、六価クロム溶出試験に要する費用は、受注者の負担とする。

第28条 コンクリート舗装工

コンクリート舗装に使用するコンクリートは J I S に適合するレディーミクストコンクリートとし、設計基準曲げ強度は 4.5N/mm^2 とする。

第29条 施工計画

標準的な1日当たりの施工工程を施工計画に記載するものとする。

第4章 建設副産物対策

第30条 共通事項

- 1 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス 登録済確認書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」並びに「コブリス・プラス 登録済確認書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

- 2 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員へ1部提出すること。

- 3 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のE票を監督職員へ提示すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提出すること。

第31条 建設リサイクル法

- 1 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

(1) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。」に基づく建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。なお、建設工事請負契約書「6. 解体工事に関する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等した施設名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、その書面は「コブリス・プラス」を用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。

2 請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

(1) 法第12条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面（説明書）を提出し説明を行うこととする。

(2) 書面の提出は、契約に先立って行う事とする。

3 書面は施工計画書に添付するものとする。

第32条 環境対策

1 受注者は、千葉県が運用を開始している環境マネジメントシステムの構成要素をなす「公共事業における環境影響の低減」を推進し、達成するため施工計画書“環境対策”内に、独立した項目として「環境に配慮した工事実施計画」について記載するものとする。

工事施工にあたっては、騒音防止及び排気ガス対策を施した機械を使用するものとし、これによりがたい場合は監督職員の承諾を得なければならない。

2 土砂の掘削・積込みの際、周辺住宅への粉塵や土砂等の飛散を防ぐため防塵ネット等の対策を行うこと。

第33条 建設廃棄物

本工事により発生するコンクリート塊（無筋）は千葉市稲毛区六方町地先、片道運搬距離 6.0 km の中間処理場に運搬し処理するものとする。また、コンクリート塊（有筋）は佐倉市太田地先、片道運搬距離 10.7 km の中間処理場に運搬し処理するものとする。

刈草は印西市別所地先、片道運搬距離 16.3 km 残土受入れ地（片道運搬距離 24.5 km）の中間処理場に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち、受入条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第34条 建設発生土

本工事による発生する建設発生土については、佐倉市岩富地先、片道運搬距離 13.9 km の岩富緑地に運搬するものとする。

表土はざとり分については、監督職員の承諾を得て搬出するものとする。

なお、運搬に先立ち、受入条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

第5章 安全管理

第35条 一般事項

- 1 受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、並びに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講ずること。
- 2 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。
- 3 事故防止を図るため、安全管理については、作業計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

第36条 安全教育

- 1 受注者は、作業に従事するものに対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。

第37条 労働災害防止

- 1 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- 2 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

第38条 公衆災害防止

- 1 作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- 2 作業現場には、作業名称を明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- 3 作業区域内には交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- 4 作業に伴う交通処理及び保安対策は、特記仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- 5 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督職員に提出すること。

第6章 付 則

第39条 用地境界

本工事における境界杭の位置は、工事着工前に確認しておくこと。工事施工にあたっては境界を侵すことなく、工事完了後は速やかに境界を確認すること。

第40条 CORINS への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

第41条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。

受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

第42条 中間検査

- 1 本工事は、中間検査（3回）の対象である。
- 2 中間検査の時期選定は監督職員が行うものとする。

第43条 その他

特記仕様書に記載されていない事項については、監督職員と必ず協議し施工すること。

第 7 章 施工条件の明示

第 4 4 条 施工条件の明示

明示項目	明 示 事 項
工程関係	1．月間工程を作成し、監督職員に提出すると共に、工程管理に留意すること。
用地関係	1．工事着手前及び完了後に測量を実施すること。
公害対策関係	1．使用重機は低騒音・低振動・排出ガス対策型とする。 2．使用していない工事車輛のエンジンを停止する等、騒音対策に留意すること。 3．その他特記仕様書によること。
安全対策関係	1．本工事における交通誘導員は警察等第三者との協議の結果又は条件変更等に伴い、変更の必要性が生じた場合は別途協議する。 2．工事は昼間工事（9：00～17：00）とする。 3．交通規制は、車両片側交互を基本とする。 4．工事中は歩行者用通路を確保し、安全には十分留意すること。 5．段差が生じるところは、摺り付けを行う等安全対策に十分留意すること。 6．作業時間帯以外であっても、異常気象時にはパトロールを実施し、異常があった場合は直ちに復旧すること。 7．道路使用許可条件を厳守すること。 8．工事許可区域外の重機自走は禁ずる。 9．現場状況に留意し、必要に応じて山留を設置すること。 10．その他特記仕様書によること。
工事用道路関係	なし
仮設備関係	1．資材置場を借地する場合は、受注者の責任において借地すること。また、近隣住民への対応及び保安対策に充分留意すること。
残土・産業廃物関係	1．特記仕様書によること。
工事支障物件等	1．占用物件には十分注意すること。
排水工関係	なし
薬液注入関係	なし

その他	1．完成後に出来形測量を実施し、調整池容量5,470m³（泥溜め容量含む）以上確保していることを確認すること。 2．着手前に既設埋設物、地下水位及び周辺構造物の状況を調査し、監督職員へ報告すること。 3．現場代理人の常駐については、建設工事請負約款によること。 4．監理技術者または主任技術者は専任とすること。 5．工事に伴い移動または破損した境界杭は復元すること。 6．工事箇所は住宅地であるため、騒音・振動等に留意し施工するとともに、防塵対策（散水及び防塵シート）を行うこと。 7．本業務は中間検査（3回）の対象工事である。 受注者は、各検査時に監督職員の指示に基づき、資料を作成し提出するものとする。 8．施工期間中は法面の安定及び周辺地盤への影響に留意すること。 9．仮置き土については、飛散、流出防止措置を講じ流出しないよう管理すること。
------------	---

様式－1

建設副産物処理承認申請書

年 月 日

工事名
工事場所

工期
処理期間

年 月 日～ 年 月 日
年 月 日～ 年 月 日

受注者名
現場代理人名

住 所
電話番号

建設副産物	建設発生土(m ³)	路盤廃材(m ³)	アスファルト・コンクリート塊(トン)	コンクリート塊(トン)	建設汚泥(トン)	
処理場所						
所在地 電話番号						
地目		—	—	—		
面積＊高さ	m ² ＊ m	—	—	—		
処理業の許可番号	—					
許可期限	—					
農地転用等 許可番号		—	—	—		
処理数量						
処理費用(円)						
運搬距離(km)						
運搬業者 下請業者名 同電話番号 収集運搬許可番号	元請 下請	元請 下請	元請 下請	元請 下請	元請 下請	

- (注) 1. 処理される建設副産物に応じて適宜、記入欄を追加すること。
 2. 工事現場と処理地の関係がわかる図面を添付のこと。(A4)
 3. 「建設廃棄物処理委託契約書」の写しを添付すること。
 4. 処理費とは、運搬費を含まない単位あたり処理費とする。
 5. この申請書は1部提出すること。

様式－2

建設副産物処理調書

年 月 日

工事名
工事場所

工期
処理期間

年 月 日～ 年 月 日
年 月 日～ 年 月 日

受注者名
現場代理人名

住 所
電話番号

建設副産物	建設発生土(m ³)		路盤廃材(m ³)		アスファルト・コンクリート塊(トン)		コンクリート塊(トン)		建設汚泥(トン)			
処理場所												
運搬距離	km		km		km		km		km		km	
年 月	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計
合計												

- (注) 1. 処理された建設副産物に応じて適宜、記入欄を追加すること。
2. この調書は1部提出すること。

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 称	RAC2616上志津調整池整備工事
工 事 場 所	佐倉市上志津地先
工 事 数 量	工事延長 L=236.7m 1. 土工 一式 2. 地盤改良工 中層混合処理 (H=2m以上) V=654m³ 安定処理 (H=1m以下) A=122m² 安定処理 (H=2m以下) A=199m² 3. 大型ブロック積工 A=1,310m² 4. 越流堤工 一式 5. 吐口工 矩形マンホール (1500×2500×2050) N=1基 6. 舗装工 コンクリート舗装1 (歩道部) A=581m² コンクリート舗装2 (車道部) A=59m² コンクリート舗装2 (進入斜路) A=45m² 砕石舗装 (池底部) RC-40 A=5,580m² 7. 法面排水工 プレキャストU型側溝 PU1-450 L=303m プレキャストU型側溝 PU2-500A L=2m プレキャストU型側溝 横断側溝500A L=3m 集水桝 □700×600 N=2箇所 集水桝 □700×800 N=2箇所 8. 付帯工 一式 9. 仮設工 一式 10. 撤去工 一式